

都道府県別新登録結核患者数及び罹患率(平成22年)

	新登録患者数 (人)	罹 患 率		60歳以上の 新登録患者数(人)	60歳以上の 占める割合(%)
		(人口10万対)	順 位		
全 国 総 数	23,261	18.2	-	15,529	66.8%
1 北 海 道	685	12.4	8	510	74.5%
2 青 森 県	188	13.7	12	133	70.7%
3 岩 手 県	162	12.2	6	125	77.2%
4 宮 城 県	265	11.3	4	183	69.1%
5 秋 田 県	156	14.4	16	127	81.4%
6 山 形 県	131	11.2	3	98	74.8%
7 福 島 県	247	12.2	5	172	69.6%
8 茨 城 県	410	13.8	13	249	60.7%
9 栃 木 県	256	12.8	9	166	64.8%
10 群 馬 県	220	11.0	2	155	70.5%
11 埼 玉 県	1,140	15.8	23	635	55.7%
12 千 葉 県	1,074	17.3	29	615	57.3%
13 東 京 都	3,045	23.1	45	1,567	51.5%
14 神 奈 川 県	1,577	17.4	30	878	55.7%
15 新潟 県	291	12.3	7	221	75.9%
16 富 山 県	144	13.2	10	117	81.3%
17 石 川 県	192	16.4	25	156	81.3%
18 福 井 県	115	14.3	15	87	75.7%
19 山 梨 県	130	15.1	19	93	71.5%
20 長 野 県	196	9.1	1	139	70.9%
21 岐 阜 県	410	19.7	39	326	79.5%
22 静 岡 県	640	17.0	28	471	73.6%
23 愛 知 県	1,664	22.5	44	1,182	71.0%
24 三 重 県	293	15.8	22	237	80.9%
25 滋 賀 県	205	14.5	17	143	69.8%
26 京 都 府	501	19.0	35	364	72.7%
27 大 阪 府	2,648	29.9	47	1,703	64.3%
28 兵 庫 県	1,167	20.9	43	839	71.9%
29 奈 良 県	237	16.9	27	170	71.7%
30 和 歌 山 県	208	20.8	41	159	76.4%
31 島 取 県	82	13.9	14	61	74.4%
32 島 根 県	129	18.0	33	92	71.3%
33 岡 山 県	283	14.6	18	220	77.7%
34 広 島 県	455	15.9	24	350	76.9%
35 山 口 県	228	15.7	21	189	82.9%
36 徳 島 県	140	17.8	32	111	79.3%
37 香 川 県	152	15.3	20	122	80.3%
38 愛 媛 県	276	19.3	37	199	72.1%
39 高 知 県	135	17.7	31	103	76.3%
40 福 岡 県	973	19.2	36	693	71.2%
41 佐 賀 県	177	20.8	42	124	70.1%
42 長 崎 県	332	23.3	46	263	79.2%
43 熊 本 県	307	16.9	26	232	75.6%
44 大 分 県	231	19.3	38	180	77.9%
45 宮 崎 県	152	13.4	11	105	69.1%
46 鹿 尻 島 県	352	20.6	40	270	76.7%
47 沖 繩 県	260	18.7	34	195	75.0%
<再掲>					
1 札 幌 市	225	11.9	-	160	71.1%
2 仙 台 市	125	12.0	-	80	64.0%
3 さ い た ま 市	211	17.1	-	94	44.5%
4 千 葉 市	182	19.0	-	110	60.4%
5 横 浜 市	722	19.6	-	415	57.5%
6 川 崎 市	304	21.3	-	157	51.6%
7 相 模 原 市	120	16.7	-	52	43.3%
8 新潟 市	93	11.5	-	73	78.5%
9 静 岡 市	153	21.4	-	120	78.4%
10 浜 松 市	126	15.4	-	92	73.0%
11 名 古 屋 市	712	31.5	-	497	69.8%
12 京 都 市	304	20.6	-	222	73.0%
13 大 阪 市	1,265	47.4	-	802	63.4%
14 堺 市	240	28.5	-	158	65.8%
15 神 戸 市	380	24.6	-	270	71.1%
16 岡 山 市	111	15.9	-	83	74.8%
17 広 島 市	171	14.6	-	133	77.8%
18 北 九 州 市	224	22.9	-	170	75.9%
19 福 岡 市	268	18.3	-	175	65.3%

資料：平成22年結核登録者情報調査

HTLV-1 総合対策

平成 22 年 12 月 20 日
HTLV-1 特命チーム

はじめに

HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）の感染者数は約100万人以上と推定されており、ATL（成人T細胞白血病）やHAM（HTLV-1関連脊髄症）といった重篤な疾病を発症するが、これらの疾病的有効な治療法は未だ確立されていない。このため、多くの感染者は発症の恐怖に向き合いながら様々な苦悩を抱えており、ATLやHAMの患者は有効な治療法を待ち望んでいる現状にある。

こうしたことから、まず、このウイルスによる感染を可能な限り減らし、将来の発症者を減少させるため、新たな感染を予防する対策を速やかに実施する必要がある。HTLV-1の感染経路の6割以上は、母乳を介した母子感染であることと、人工栄養によって感染のリスクが一定程度低減できることが報告されていることから、妊婦健康診査においてHTLV-1抗体検査を実施し、その結果に基づき適切な保健指導やカウンセリングを行う等の母子感染予防対策が求められる。

また、妊婦の抗体検査をはじめとして、HTLV-1抗体検査の全国的な実施に当たっては、HTLV-1キャリアに対する相談支援（カウンセリング）体制の整備等を図ることが不可欠である。

さらに、これまで、HTLV-1、ATL、HAMへの対策は、母子保健、がん、難病などの個別の対策により取り組まれてきたが、国民へ正しい知識・理解を普及とともに、相談・診療体制を構築し、HTLV-1の感染予防やATL及びHAM等の治療法の研究開発をより一層推進する必要があり、これまでの取り組みを拡充するだけでなく、HTLV-1の感染に起因するこれらの疾患群への対策に総合的に取り組むことが重要である。

このような状況を踏まえ、平成22年9月に、内閣総理大臣の指示により、「HTLV-1特命チーム」を設け、官邸・政治主導のもと、患者・専門家を交えた検討を行い、「HTLV-1総合対策」を取りまとめた。今後、国は、地方公共団体、医療機関、患者団体等と密接な連携を図りつつ、「HTLV-1総合対策」を強力に推進するものとする。

I 重点対策

1. 感染予防対策の実施

（1）全国的な妊婦のHTLV-1抗体検査実施体制の確立

妊婦健康診査の項目に追加され、公費負担の対象となった、HTLV-1抗体検査を全国的に実施し、適切な保健指導等を実施する体制を整備する。

(2) 保健所における HTLV-1 抗体検査の導入

都道府県等の保健所で実施している特定感染症検査等事業の中で、HTLV-1 抗体検査を実施できるように検査体制を整備し、併せて専門職による相談指導を実施する。

2. 相談支援（カウンセリング）

(1) HTLV-1 キャリアや ATL・HAM 患者に対する相談体制の構築

妊婦健康診査で感染が明らかになった方々を含め、HTLV-1 のキャリアや ATL・HAM 患者に対して、診療に係る相談をはじめ、心理的・社会的な苦痛等にも対応できる相談体制を構築する。このため、研修会の開催及びマニュアル等の配布等を行う。

また、相談体制の構築や相談の手引きの作成等においては、患者団体等の協力を得て連携を図る。

3. 医療体制の整備

(1) 精度の高い検査方法の開発

HTLV-1 のスクリーニング検査の実施にあたっては、検査の精度を高めるとともに、キャリアの発症リスクの解明にも資するため、標準的な HTLV-1 の PCR 検査方法等の開発について、迅速に研究に取り組む。

(2) 診療体制の整備

ATL にあっては、治療に係る医療連携体制の整備・確立等、医療の質の均一化を目指した診療体制を整備する。HAM にあっては、診療経験数が多いなど、地域で中核的な役割を果たす医療機関を中心とした診療体制に関する情報を国、都道府県が提供し、患者が適切な医療機関にアクセスできる体制を整備する。

(3) 診療ガイドラインの策定

ATL 及び HAM に関して、標準的治療法の開発・確立を目指して、開発・研究を強力に推進するとともに、診療ガイドラインの策定とその普及を図る。

4. 普及啓発・情報提供

(1) 国民への普及啓発・情報提供

厚生労働省のホームページにポータルサイトを作成し、関係情報へのアクセスを向上させるほか、国民への正しい知識の普及を図る。さらに、感染症情報センター、がん対策情報センター、難病情報センター等のホームページにおいて、患者家族などにとって役立つ最新の医療情報等を更新・拡充する。

都道府県において、母子感染予防対策に関して、医療機関等に掲示するポスターや母子手帳に挟むことのできるリーフレット等の配布を推進する。

- (2) 医療関係者等への普及啓発・研修・情報提供
　　感染症情報センター、がん対策情報センター、難病情報センター等のホームページにおいて、医療従事者等に向けた情報を提供する。
　　また、医療従事者や相談担当者に、研修等を通じて正しい知識を普及する。

5. 研究開発の推進

(1) 研究の戦略的な推進

HTLV-1 及びこれに起因する ATL・HAM について、疫学的な実態把握とともに、病態解明から診断・治療など医療の向上に資する研究に戦略的に取り組むよう、総合的な観点から、研究への取り組みを推進する。また、HTLV-1・ATL・HAM に関する研究班の総括的な班会議を実施し、研究の進捗状況や研究の方向性を共有して、戦略的に研究を推進する。

特に、HTLV-1 への感染者は日本に多いことを踏まえ、国際的にも研究を先導することを目指す。

(2) HTLV-1 関連疾患研究費の拡充

厚生労働科学研究費補助金において、HTLV-1 関連疾患研究領域を設け、研究費を大幅に拡充する。

II 推進体制

1. 国における推進体制

HTLV-1 対策に携わる行政、専門家、患者等による「HTLV-1 対策推進協議会」を厚生労働省において開催し、その議論を踏まえて、HTLV-1 総合対策の推進を図る。

また、厚生労働省内の関係各課の連携を一層強化し、窓口担当者の明確化など HTLV-1 対策に係る部門の体制強化に努める。

2. 地方公共団体における推進体制

都道府県に HTLV-1 母子感染対策協議会を設置し、HTLV-1 母子感染予防対策について検討を行う。必要に応じ、国の「HTLV-1 対策推進協議会」との連携を図る。

3. HTLV-1 関連研究班における推進体制

HTLV-1・ATL・HAM に関する研究班の総括的な班会議を実施し、研究の進捗状況や研究の方向性を共有して、戦略的に研究を推進する。(再掲)

感染症指定医療機関の指定状況（平成23年4月1日現在）

○ 特定感染症指定医療機関：3医療機関（8床）

病院名	病床数	所在地
成田赤十字病院	2床	千葉県
独立行政法人国立国際医療研究センター病院	4床	東京都
りんくう総合医療センター（旧 市立泉佐野病院）	2床	大阪府

○ 第一種感染症指定医療機関：38医療機関（73床）

病院名	病床数	所在地
市立札幌病院	2床	北海道
盛岡市立病院	2床	岩手県
山形県立中央病院	2床	山形県
公立大学法人福島県立医科大学附属病院	2床	福島県
JAとりで総合医療センター	2床	茨城県
群馬大学医学部附属病院	2床	群馬県
埼玉医科大学病院	2床	埼玉県
成田赤十字病院	1床	千葉県
都立墨東病院	2床	東京都
都立駒込病院	2床	東京都
財団法人東京都保健医療公社荏原病院	2床	東京都
横浜市立市民病院	2床	神奈川県
新潟市民病院	2床	新潟県
福井県立病院	2床	福井県
地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院	2床	山梨県
県立須坂病院	2床	長野県
岐阜赤十字病院	2床	岐阜県
静岡市立静岡病院	2床	静岡県
名古屋第二赤十字病院	2床	愛知県
大津市民病院	2床	滋賀県
京都府立医科大学附属病院	2床	京都府
大阪市立総合医療センター	1床	大阪府
市立堺病院	1床	大阪府
りんくう総合医療センター（旧 市立泉佐野病院）	2床	大阪府
神戸市立医療センター中央市民病院	2床	兵庫県
兵庫県立加古川医療センター	2床	兵庫県
奈良県立医科大学附属病院	2床	奈良県
鳥取県立厚生病院	2床	鳥取県
松江赤十字病院	2床	島根県
岡山大学病院	2床	岡山県
広島大学病院	2床	広島県
地方独立行政法人山口県立病院機構山口県立総合医療センター	2床	山口県
徳島大学病院	2床	徳島県
高知医療センター	2床	高知県
福岡市立こども病院・感染症センター	2床	福岡県
熊本市立熊本市民病院	2床	熊本県
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	2床	沖縄県
琉球大学医学部附属病院	2床	沖縄県

○ 第二種感染症指定医療機関

- ・ 感染症病床を有する指定医療機関 322医療機関（1,684床）
- ・ 結核病床を有する指定医療機関 244医療機関（7,697床）
- ・ 結核患者収容モデル事業※1を実施する指定医療機関 77医療機関（415床）

【参考】第二種感染症指定医療機関 総数

542医療機関（9,796床）

○ 結核指定医療機関※2：123,765医療機関

- ・ 病院：7,950 診療所：68,306 薬局：47,509

※1 高度な合併症を有する結核患者又は入院を要する精神病患者である結核患者に対して、一般病床又は精神病床において収容治療するためのモデル事業

※2 結核患者に対する適正な医療（通院医療）を担当させる医療機関